

「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」の一部改正（案）  
に関する意見募集の結果公示について

令和元年12月19日  
国土交通省  
土地・建設産業局総務課

国土交通省では、令和元年10月30日から令和元年11月28日までの期間において、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」の一部改正（案）に関する意見の募集を行った結果、1件の御意見をいただきました。

いただいた御意見につき、本要綱の内容に関連する御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方を、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。本要綱の内容に関連しない御意見については、今後の参考とさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

御意見の概要	国土交通省の考え方
<p>「配偶者居住権」については色々と悪用がなされそうな気がするが、とりあえず認めるとして、基本としての定めはとりあえずはこの様なものでよいとしても、不法の存在の事情により補償の一部又は全部がなされない事もありうるとする例外的事態についての記述の必要性が存在するのではないかと考える。</p> <p>司法による救済の存在を前提として、問題事態の存在が行政に認知された場合においては、行政によっての対応が可能である事が適切ではないかと考える。</p> <p>よって、不法の存在の事情により補償の一部又は全部がなされない事もありうるという様な例外的事態についての記述を行うようにしていただきたい。</p>	<p>「悪用」及び「例外的事態」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、配偶者居住権が瑕疵ある意思表示等によって設定された場合における当該権利の有効性等については、民事争訟により処理されるものと考えております。</p>